

福岡労発基 0412 第 1 号
令和 3 年 4 月 1 2 日

各関係事業者の長 殿

福岡労働局長
(公印省略)

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育
に関する指針の一部改正等について

平素は、労働安全行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、危険又は有害な業務に現に就いている者に対しては、労働安全衛生法
(昭和 47 年法律第 57 号) 第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づき、「危険又は有害
な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」(平成元年 5 月
22 日付け安全衛生教育指針公示第 1 号。以下「指針」という。)を定め、その推
進を図ってきたところです。

今般、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成 30
年 3 月 6 日公表。以下「検討会報告書」という。)、労働安全衛生規則(以下「安
衛則」という。)の改正及び安全衛生特別教育規程の改正を踏まえ、指針の一部
を改正しました。

今後は、改正後の指針(別添 1)により安全衛生教育を実施していただきます
ようお願いいたします。

記

1 改正の内容

- (1) チェーンソーによる伐木等作業の特別教育が安衛則第 36 条第 8 号に統合されたことを踏まえ、指針の別表の 14 について、所用の改正を行ったこと。
- (2) 検討会報告書において「特別教育の内容について充実を図るべき」とされたことを踏まえ、指針の別表の 14 に掲げる教育に係る表の科目「1 伐木作業等の特徴と作業の安全」の範囲に、新たに「(3) 下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加し、当該科目の時間を「2.0」に、当該教育に係る合計時間を「6.5」に改めたこと。

2 教育カリキュラム

(1) 教育カリキュラムについては、指針で示しているところであるが、その細目は別添2「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」（以下「教育カリキュラム」という。）によること。

(2) 教材としては、教育カリキュラムに基づき所定の時間において各科目に応じた範囲の細目を教育できるものが適当であること。

(3) 安全衛生団体等が実施する安全衛生教育に関しては、教育カリキュラムの科目について学識経験を有する者を講師に充てること。

また、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント並びに林業・木材製造業労働災害防止協会に所属する安全管理士及び衛生管理士も講師として適切であること。

(4) 1回の教育対象人員はおおむね100人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって教育を実施する科目については、対象者数によって、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

3 修了証の交付等

安全衛生団体等が安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育」の修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し、保管すること。

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針

	平成元年 5 月 22 日	安全衛生教育指針公示第 1 号
改正	平成 2 年 12 月 1 日	安全衛生教育指針公示第 2 号
改正	平成 5 年 9 月 30 日	安全衛生教育指針公示第 3 号
改正	平成 8 年 12 月 4 日	安全衛生教育指針公示第 4 号
改正	平成 27 年 8 月 31 日	安全衛生教育指針公示第 5 号
改正	令和 3 年 3 月 17 日	安全衛生教育指針公示第 6 号

I 趣旨

この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2第2項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者（以下「危険有害業務従事者」という。）に対して行う、当該業務に関する安全又は衛生のための教育（以下「安全衛生教育」という。）について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。

事業者は、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない。

II 教育の対象者及び種類

1 対象者

次に掲げる者とする。

- (1) 就業制限に係る業務に従事する者
- (2) 特別教育を必要とする業務に従事する者
- (3) (1) 又は (2) に準ずる危険有害な業務に従事する者、

2 種類

1 に掲げる者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する安全衛生教育（「定期教育」）又は取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する安全衛生教育（「随時教育」）とする。

III 教育の内容、時間、方法及び講師

1 内容及び時間

(1) 内容

労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項

(2) 時間

原則として1日程度とする。

なお、安全衛生教育の内容及び時間は、教育の対象者及び種類ごとに示す別表の危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラムによるものとする。また、取り扱う機械設備等が新たなものになる場合等に実施する随時教育は、運転操作方法のほか点検整備等の実技に関する事項を加えたものとする。

2 方法

講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果の上がる方法とする。

3 講師

当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者とする。

IV 推進体制の整備等

1 教育の実施者は事業者であるが、事業者自らが行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等はあらかじめ安全衛生教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

2 事業者は、実施した安全衛生教育の記録を個人別に保存するものとする。

3 安全衛生教育は、原則として就業時間内に実施するものとする。

危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラム

- 1 揚貨装置運転士安全衛生教育
- 2 ボイラー取扱業務（労働安全衛生法施行令第20条第3号の業務）従事者安全衛生教育
- 3 ボイラー溶接業務（労働安全衛生法施行令第20条第4号の業務）従事者安全衛生教育
- 4 ボイラー整備士安全衛生教育
- 5 クレーン運転士安全衛生教育
- 6 移動式クレーン運転士安全衛生教育
- 7 ガス溶接業務（労働安全衛生法施行令第20条第10号の業務）従事者安全衛生教育
- 8 フォークリフト運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育
- 9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務のうち同令別表第7第1号又は第2号に掲げる建設機械の運転の業務）従事者安全衛生教育
- 9の2 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務のうち同令別表第7第3号に掲げる建設機械の運転の業務）従事者安全衛生教育
- 10 フォークリフト運転業務（労働安全衛生規則第36条第5号の業務）従事者安全衛生教育
- 11 機械集材装置運転業務（労働安全衛生規則第36条第7号の業務）従事者安全衛生教育
- 12 ローラー運転業務（労働安全衛生規則第36条第10号の業務）従事者安全衛生教育
- 13 有機溶剤業務従事者安全衛生教育
- 14 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育
- 15 玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育
- 16 特例緊急作業（電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業）従事者安全衛生教育

1 揚貨装置運転士安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近の揚荷装置	(1) 揚荷装置の構造上の特徴	1.0

等の特徴	(2) 荷役方式とその特徴	
2 揚荷装置の取扱いと点検	(1) 揚荷装置の取扱いと安全 (2) 揚荷装置の点検方法	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち揚荷装置に関する条項	3.0
計		6.0

2 ボイラー取扱業務（労働安全衛生法施行令第20条第3号の業務）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラーの構造上の特徴 (2) 制御方式の特徴	2.0
2 ボイラーの取扱いと保守	(1) 水管理 (2) 燃料と燃焼管理 (3) 取扱い方法と点検・整備	4.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちボイラーに関する条項	1.0
計		7.0

3 ボイラー溶接業務（労働安全衛生法施行令第20条第4号の業務）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラー等の構造上の特徴 (2) ボイラー等用材料の特徴	2.0
2 最近の溶接法と溶接施工法	(1) 溶接法 (2) 溶接施工法	1.0
3 溶接の要領と溶接部の検査方法	(1) 溶接棒とその選定 (2) 溶接部等の性質と溶接性 (3) 溶接欠陥等の防止 (4) 破壊・非破壊試験等 (5) 溶接作業と安全	2.0
4 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちボイラー及び圧力容器に関する条項	2.0
計		7.0

4 ボイラー整備士安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラー等の構造上の特徴 (2) ボイラー等の損傷を生じやすい箇所	1.0
2 ボイラー等の整備の要領と作業の安全	(1) ボイラー等の清浄 (2) 附属装置等の整備 (3) 清浄・整備作業と安全衛生	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちボイラー及び圧力容器に関する条項	2.0
計		6.0

5 クレーン運転士安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近のクレーンと安全装置	(1) 構造と制御機構 (2) 安全装置等	2.0
2 クレーンの取扱いと保守管理	(1) 操作方法 (2) 作業計画 (3) 点検・整備	2.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちクレーンに関する条項	1.5
計		6.0

6 移動式クレーン運転士安全衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 最近の移動式クレーンと安全装置	(1) 構造と制御機構 (2) 安全装置等	2.0
2 移動式クレーンの取扱いと保守管理	(1) 操作方法 (2) 作業計画 (3) 点検・整備	2.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち移動式クレーンに関する条項	1.5
計		6.0

7 ガス溶接業務（労働安全衛生法施行令第20条第10号の業務）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近のガス溶接装置等の特徴	(1) ガス溶接装置の構造上の特徴 (2) 安全装置等の特徴	1.0
2 ガス溶接装置の取扱いと保守	(1) ガス溶接作業と安全 (2) ガス溶接装置の点検・整備	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちガス溶接作業に関する条項	2.0
計		5.0

8 フォークリフト運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近のフォークリフトの特徴	(1) フォークリフトの構造上の特徴 (2) 各種荷役運搬方法の特徴	2.0
2 フォークリフトの取扱いと保守	(1) フォークリフトによる作業と安全 (2) フォークリフトの点検・整備	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	2.0
計		6.0

9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務のうち同令別表第7第1号又は第2号に掲げる建設機械の運転の業務）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特徴	(1) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の構造上の特徴 (2) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業装置 (3) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の安全装置	2.0
2 車両系建設機械（整地・運搬・積	(1) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）による作業と安全	2.0

込み用及び掘削用)の取扱いと保守	(2) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の点検・整備	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)に関する条項	2.0
計		6.0

9の2 車両系建設機械(基礎工事用)運転業務(労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務のうち同令別表第7第3号に掲げる建設機械の運転の業務)従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近の車両系建設機械(基礎工事用)の特徴	(1) 車両系建設機械(基礎工事用)の構造上の特徴 (2) 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置 (3) 車両系建設機械(基礎工事用)の安全装置	2.0
2 車両系建設機械(基礎工事用)の取扱いと保守	(1) 車両系建設機械(基礎工事用)による作業と安全 (2) 車両系建設機械(基礎工事用)の点検・整備	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち車両系建設機械(基礎工事用)に関する条項	2.0
計		6.0

10 フォークリフト運転業務(労働安全衛生規則第36条第5号の業務)従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近のフォークリフトの特徴	(1) フォークリフトの構造上の特徴 (2) 各種荷役運搬方法の特徴	1.5
2 フォークリフトの取扱いと保守	(1) フォークリフトによる作業と安全 (2) フォークリフトの点検・整備	1.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	2.0
計		5.0

11 機械集材装置運転業務（労働安全衛生規則第36条第7号の業務）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近の機械集材装置等の特徴	(1) 機械集材装置の構造上の特徴 (2) 索張方式の特徴 (3) ワイヤロープ等の種類と特徴	2.0
2 機械集材装置の運転と集材機の保守	(1) 機械集材装置の運転上の留意事項 (2) 集材機の点検・整備	1.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち機械集材装置に関する条項	2.0
計		5.0

12 ローラー運転業務（労働安全衛生規則第36条第10号の業務）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近のローラーの特徴	(1) ローラーの構造上の特徴 (2) ローラーの作業装置等	1.0
2 ローラーの取扱いと保守管理	(1) ローラーによる作業と安全 (2) ローラーの点検・整備	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちローラーに関する条項	2.0
計		6.0

13 有機溶剤業務従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 作業環境管理	(1) 有機溶剤蒸気の発散防止対策に係る設備及び換気のための設備並びにそれらの保守、点検の方法 (2) 作業環境の状態の把握及び整備	1.5
2 作業管理	(1) 作業管理の方法 (2) 労働衛生保護具	1.0
3 健康管理	(1) 有機溶剤の種類及び有害性 (2) 有機溶剤の使用される業務 (3) 有機溶剤による健康障害、その予防方法及び応急措置	1.5

	(4) 健康診断及び事後措置	
4 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令	2.0
計		6.0

14 チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 伐木作業等の特徴と作業の安全	(1) 伐木造材作業の安全 (2) 大径木、偏心木等の伐木及びかかり木の処理 (3) 下肢の切創防止用保護衣等の着用	2.0
2 チェーンソーの特徴と保守管理	(1) チェーンソーの特徴と保守管理 (2) チェーンソーの取扱作業の安全 (3) チェーンソー取扱作業時間の管理 (4) チェーンソー及びソーチェーンの点検整備	2.0
3 健康管理	健康診断及び事後措置	0.5
4 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) チェーンソーを用いて行う業務に係る労働安全衛生関係法令	2.0
計		6.5

15 玉掛業務（労働安全衛生法施行令第20条第16号の業務）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 最近の玉掛用具等の特徴	(1) 玉掛用具等の構造上の特徴 (2) クレーン等の安全装置等の特徴	1.0
2 玉掛用具等の取扱いと保守管理	(1) 玉掛作業の安全 (2) 玉掛用具等の点検・整備	2.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち玉掛けに関する条項	1.5
計		5.0

16 特例緊急作業（電離放射線障害防止規則第7条の2第3項の作業）従事者安全衛生教育

科目	範囲	時間
1 特例緊急作業の方法	(1) 重大事故等に対処するための作業の方法 (2) 特例緊急作業における必要な体制の整備及び連	3.0

	絡の方法 (3) 特例緊急作業における放射線測定の方法並びに外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 (4) 特例緊急作業を行う場所の汚染の状態の検査及び汚染の影響の低減のために必要な措置の方法 (5) 特例緊急作業における身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 (6) 特例緊急作業に使用する保護具の性能及び使用方法 (7) 応急手当の方法	
2 特例緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	重大事故等に対処するための機能を有する施設及び設備の構造及び取扱いの方法	3.0
3 重大事故等の事例及び関係法令	(1) 重大事故等及び重大事故等への対処の事例 (2) 労働安全衛生関係法令のうち特例緊急作業に関する条項	0.5
計		6.5

* 定期教育としては、上記カリキュラムの科目1（(2)を除く。）及び2に掲げる内容に係る実技教育を実施すること。

(別添2)

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム

科目	範囲	細目	時間
伐木等作業の特徴と作業の安全	伐木等作業の安全	作業着手前の準備 伐倒方向の決定方法 伐木作業の方法 造材作業の方法	2時間
	大径木、偏心木等の伐木及びかかり木の処理	大径木の伐倒の方法 偏心木の伐倒の方法 腐れのある木及び空洞木の伐倒の方法 転倒木及びかかり木の処理の方法	
	下肢の切創防止用保護衣等の着用	下肢を防護する保護衣等の使用方法	
チェーンソーの特徴と保守管理	チェーンソーの特徴と保守管理	チェーンソーの特徴とその選択 保守管理	2時間
	チェーンソー取扱作業の安全	作業姿勢の基本 キックバックの防止等作業上の注意事項	
	チェーンソー取扱作業時間の管理	チェーンソーの操作時間及び操作の方法 防振手袋の着用等作業上の注意事項 体操の実施 通勤の方法	
	チェーンソー及びソーチェーンの点検整備	チェーンソーの故障の原因及び点検整備 ソーチェーンの点検整備 ソーチェーンの目立て	
健康管理	健康診断及び事後措置	振動障害のあらまし 特殊健康診断 診断結果に基づく事後措置	0.5時間
災害事例及び関係法令	災害事例とその防止対策	災害発生状況 災害の原因と対策 災害事例研究	2時間
	チェーンソーを用いて行う業務に係る労働安全衛生関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中のチェーンソーを用いて行う伐木等の業務に係る条項並びにチェーンソーの規格	
計			6.5時間

